

令和5年6月2日

保育料等還付分の誤振込・未振込について

こどもえがお部こども保育課において、保育料等の還付にかかる振込に誤りがあったことが判明したため、下記のとおり情報提供いたします。

事案判明日時	令和5年5月31日（水）午前10時00分頃
概要	新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園や自宅待機等により、保育園・こども園を欠席した児童にかかる保育料・給食費を日割りで還付する際、口座振込額の誤り、また、未振込が生じたもの。
発生原因	振込データ作成にあたり、システムから抽出したデータと本人が申し出た口座番号を紐づける等、加工する必要があり、その際に作業を誤り、他の対象者の口座情報でデータを整理したため。
対応	全件のデータ見直しにより対象者を洗い出し、電話によるお詫びと説明。市への返納が生じる対象者宅を訪問。お詫びと説明の文書を渡し、返納分を徴収。 指定日に振り込みができなかった対象者へは、電話によるお詫びと説明ののち、お詫びと振込日を記載した文書を送付。
事案の対象	対象者48名。 ・還付すべき額より振込額が多かった対象者（市へ返納を要する）：11名 ・全く振り込まれなかった対象者：37名
コメント	（こどもえがお部長） このような事態を招いたことを重く受け止め、あらためて深くお詫び申し上げます。 今後このような事案が起こらないよう、事務処理におけるチェック体制の強化等について指導を徹底し、再発防止に取り組みます。
問合せ	羽曳野市 こどもえがお部 こども保育課 電話番号 072-958-1111（内線 1210）